

鹿児島大学大学院連合農学研究科
第一種奨学金返還免除候補者の選考基準

平成 17 年 12 月 16 日
代議委員会決定
令和 2 年 2 月 7 日一部改正

【特別優先順位】 早期修了者を無条件で候補順位 1 位とする。2 名以上の者が早期修了者となった場合には、下記の評価により、早期修了者の中で順位付けを行う。

【早期修了者以外の修了者に関する選考基準】

業績種別 及び 評価項目		評価点	
(1) 学位論文その他の研究論文		90	
①	大学院における教育研究活動に関する業績	20	
イ	学位論文、研究論文が特に優れている場合	20	
②	専攻分野に関連した学外における教育研究活動に関する業績	70	
イ	学会等で受賞した場合	20	
ロ	「鹿児島大学大学院連合農学研究科の学位論文審査等に関する申合せ」における主論文の要件等について」に記載されている学術雑誌に掲載され、高い評価を得た場合	50	
	原著論文が学術雑誌に掲載されたもの		
	◇筆頭著者の論文毎に 10 点を積算		
	◇共著論文で筆頭著者以外の論文毎に 2 点を積算		
ハ	その他、高い評価を受けた著作物(レフェリー制なし)及び発明・特許等	20	
	項目毎に評価点を積算：1 点あたり 4 点を上限に積算		
ニ	口頭発表の回数	10	
	国際学会で、登壇者として口頭発表した場合（1 回につき 3 点）		
	その他の学会で発表者(ポスター発表等を含む)となった場合（1 回につき 2 点）		
(2) 研究または教育に係る関連実績		10	
①	大学院における教育研究活動等に関する業績	10	
イ	学内での教育研究活動に大きく貢献し、特に優れた業績を上げたと認められる場合	10	
ロ	日本学術振興会特別研究員採用者のうち、「鹿児島大学大学院連合農学研究科の学位論文審査等に関する申合せ」第 1 項の規定の基準を満たしている場合	10	
合 計		100	

注)

- I. アンダーラインを付した数字は、各々の評価項目の上限点数とする。
- II. (1)②(イ、ロ、ハ、ニ)各項目の上限点数の総和が 70 点を上回る場合は、70 点を上限とする。
- III. (1)②ハについては別途詳細に、著作物の種類、評価を受けた根拠資料等に基づく評価基準を設ける。
- IV. 総合点(100 点満点)で同点者が出た場合は、上限点数の総計(130 点)で順位付けを行う。それでも同点である場合は、各項目順に上から順に上限点数を合計し、差がついた時点で、高得点者を上位とする。さらに同点の場合は(1)②ロの点数を上限なしで算出し、高得点者を上位とする。

附 則

- 1 この基準は、令和 2 年 2 月 7 日から実施し、令和 2 年 4 月入学者から適用する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。